高校生の積雪期登山を考える

大　西　　浩（長野県大町岳陽高等学校）

2017年３月27日、栃木県で高体連登山専門部の講習会中に発生した雪崩により、８名が死亡、40名余りが怪我を負うという痛ましい事故が起こった。栃木県教育委員会では、事故直後にこの事故の原因究明と再発防止に向けた提言をまとめるための「那須雪崩事故検証委員会」を立ち上げた。国内の有識者10名からなる委員会は、冬山シーズンを前にした10月15日に検証結果をまとめた報告書を栃木県教育長に手渡した。

報告書の中で、委員会は事故の根源的かつ最も重要な要因として、高体連及び登山専門部の「計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如」をあげ、関連するその他の要因としては、①従来の慣行に従って、低い危機管理意識のまま実施されていた講習会を見過ごしていた県教育委員会の「チェックや支援体制の未整備」　②講師等の雪崩等に関する危険（リスク）の低い理解などの「個人の資質」という２点を指摘した。さらに背景的な要因として、関係者全体の「正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）」の問題をとりあげている。

そのうえで、「PDCAサイクルに基づいた計画のマネジメントと危機管理の充実」や「総合的な安全への対応力の向上を目指した顧問等の研修の充実」「高校生等の安全な登山活動を支え、推進するための国、関係機関等の支援」をはじめとする７項目を提言している。詳細は栃木県教育委員会のＨＰで公表されている報告書ならびにその概要版でご確認いただきたい。

近年では、山ブームも相俟って山岳部の生徒は増加傾向にある。そして、その多くは「山や自然が好き」「山や自然に興味があった」といった理由で、入部している。そのため、顧問には、生徒たちの安全に配慮した上で、四季を通して山や自然への興味や関心をさらに高め、その楽しみ方を伝える活動が求められている。高校生の冬山登山については、「原則として実施しない」旨、毎年スポーツ庁からの通知が出ているが、高校生が雪山を体験するというのは、自然や環境に関する教育という観点からは、大変に意義のある活動と言える。後に詳しく述べるが、スポーツ庁も安全を確保した上での冬山での登山については、実施することを認めている。

栃木県での事故後のスポーツ庁の緊急調査（注１）の結果では、全国で山岳部のある学校の約39％にあたる402校で冬山・春山登山を実施しているという回答が得られている（資料１）。また、同調査の中で、それらの学校が、原則禁止という指導の中で活動をしている理由については、実施している学校の77.6％にあたる311校が、十分な安全対策をとったためと回答している。これは、十分な安全対策の下での積雪期の活動を行ってきた、また行うことができるという現場の声が反映されている。スポーツ庁のアンケートは選択式の調査のため、その詳細は分からないが、筆者が独自に調べた結果を資料２として示したので、参照されたい。

雪山にはそれがもつ３つのリスク、すなわち寒冷であること、雪崩の危険性があること、滑落の可能性があること、が内在していることは周知の事実である。しかし、安全登山という観点から考えたとき、

それら雪山の危険性を教えるということは、極めて重要である。危険から目を背けることは、安全な登山に関する技術を習得する場を失うことにつながり、かえって危険性が増すことになりかねない。山ブームとも言われる昨今、夏冬を問わず、実際のフィールドにおいて、様々な経験を積ませることや、その危険性を十分知らしめるための活動は、生涯スポーツでもある登山を高校卒業後も安全に続けるための土台作りとして、大きな意味がある。

長野県においては事故直後、教育長が「長野県においては、高校生の冬山登山の全面禁止はあり得ない」との発言をし、それを受けて「高校生の冬山・春山登山検討委員会」を立ち上げ、長野県独自の積雪期の登山に関するルール作りを進めてきた。こちらの委員会は県内の有識者８名で構成され、３回の委員会を経て、９月に答申を出し、それをもとに長野県教育委員会は「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針」（以下「指針」）を策定した。「指針」は、安全に十分配慮したうえでの基礎的な登山技術の訓練、また雪山での体験は、高校生にとっても大きな意義があることから、長野県ではこれまでも行われてきたところであるという従来の考え方を踏まえた内容になっている。

「指針」では、「高校生以下の生徒は、原則として、冬から春にかけて主に雪上で実施する登山活動は行わないこととするが、長野県高等学校体育連盟登山専門部（以下「高体連登山専門部」）および高体連登山専門部に加盟する高等学校山岳部や山岳同好会等が行う場合は、以下の留意事項を遵守した上で実施すること。」として、以下の９項目の留意事項を定めている。

挙げられた９項目は、①活動は登頂を第１目的とはせず、基礎的登山技術の習得の範囲とし、安全を確保できると認められる場所で行うこと。②事前調査及び確認のため、顧問は自らの雪崩に関する判断方法の習得に努め、事前の下見や調査を十分に行い、気象条件等の情報収集もし、荒天対策を講じておくこと。③保護者の理解の下に生徒の力体力や技術を勘案した登山計画を策定し、緊急時対応マニュアルを作成、保険加入をしておくこと。④十分な装備の携行と使用方法の確認や通信手段の確保。⑤登山計画書の事前審査。⑥登山計画書の事前提出。⑦活動当日は引率は複数で行い、慎重に行動するなど、さまざまなリスクを念頭に置いて活動すること。⑧情報の共有化のための活動後の報告。⑨生徒の力量向上にむけての指導の強化や、山岳部顧問の指導力向上のため県教委・学校関係団体・山岳協会の連携、外部の専門家の活用を図ること。である。

また、スポーツ庁は、高校生の積雪期登山におけるルール作りについて10月に６名からなる「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を立ち上げた。会議は４回の議論を経て、答申を出し、それを受けて、スポーツ庁は12月１日付「29ス庁第459号」通知を出した。高校生の冬山登山についての原則禁止は従来通りであるが、第２項として「高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件および留意点等」を掲げ、全面禁止とはしていない。

留意点としては、長野県と同様、「高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙１の『高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）』を踏まえること。」として、５項目の条件を挙げている。ここで挙げている５項目は①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること。②指導者の条件を整えること。③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受け

ること。④校長及び保護者の了解を得ること。⑤生徒への事前指導等を実施すること。である。

さらに第３項として高等学校登山部指導者の質の向上等について、「学校長ならびに学校の設置者または各自治体の関係者に、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行う」よう求めている。

先に述べたように高校山岳部を志向する生徒が増えている。また、環境の世紀とも言い得る21世紀において、自然を愛する生徒を育成できる山岳部の活動は時代の要請とも言い得る活動である。繰り返し述べているように、高校山岳部の冬山も含む積雪期の活動について、スポーツ庁も絶対禁止という考え方はとっていない。資料に掲げた通り、全国で多くの学校が積雪期の山で生徒に雪山の素晴らしさや危険を学ぶために活動をしている。その際に鍵となるのは、そういった活動を企画し、実践できる顧問の指導力である。未成年者であり、技術的にも発達段階にある高校山岳部の活動は、顧問の力量如何にかかっている。

高体連登山専門部として、積雪期の山で指導のできる顧問の育成を本腰を入れて考える時期に来ており、各ブロックまた、都道府県単位で指導者養成の講習会を、企画することが求められている。その際、日本山岳協会や各都道府県の山岳連盟（協会）と連携したり協力を求めたりすることも望まれる。また、指導者養成施設として国立登山研修所に高校山岳部指導者養成に特化した研修の場が整えられることも喫緊の課題である。そうした上で、スポーツ庁の通知にもみられるように、学校長ならびに学校の設置者または各自治体の関係者の理解の下に、積極的に研修する体制が整備されることを強く願っている。

しかし、何より大事なことは指導者自身が、将来の自立した登山者の養成に向けて、その立ち位置を理解し、自分自身が研鑽を続ける姿勢を持つことである。

そうしてはじめて、高校生の安全な積雪期登山は可能になるのである。

注１）スポーツ庁「冬山・春山登山の実態調査の結果について」（平成29年６月21日）

資料

下記資料は、「2017年３月27日栃木県那須雪崩事故」検証委員会の委員である大西浩（全国高体連登山専門部中地区副部長：当時）が、2017年４月から５月初旬にかけて、全国高体連登山専門部の各都道府県専門委員長に、おこなったアンケート調査をまとめたものである。

資料１．積雪期登山の実施状況について

北海道	北海道は面積が広いため、積雪の多い、少ない地域がそれぞれあり、取り組みも異なっています。内陸部にある学校では、12～２月は基本的には登山はしませんが、３月頃より近くて標高の低い場所で登山が開始されます。積雪の少ない地域では、もう少し早く登山が始まるかと思います。真冬の登山は実施していないようです。
青森	春季大会（４月）高校総体の下見（５月）以外はほとんどありません。県高体連で主催のスキー・スノーボード教室がありますが登山活動はしていません。
岩手	高総体が６月なので、５月中の大会下見登山は積雪期の登山となる。よって、全ての学校が積雪期の登山をしている。５、６校が冬場も活動しているが、大体は標高1000m未満の低山で、日帰り登山が中心。３月に山小屋を利用した登山を実施する学校もある。
宮城	今までは各学校の顧問の力量に応じて登山活動を行っていました。

秋田	秋田県は全県総体の行われる６月まで残雪期であり、雪上での訓練は欠かせない。２月に隔年で生徒と顧問の冬期幕営技術講習会（「冬山登山」を行っているわけではない）を実施している。また各学校で春山合宿を実施しているが、春山合宿などの残雪期の山行では、①高体連登山専門部、②秋田県山岳連盟、③秋田県教育庁保健体育課・そしてその山域のある④都道府県警察本部地域課へ提出すること。留守本部としての学校への提出も行うことを義務づけている。
山形	県内ほとんどの学校が何らかの登山訓練（山中）を行っている。県教委に提出している年間登山計画の中で、積雪期登山訓練を実施している学校がほとんど。必ずしも登頂を目指すものではなく、状況に応じた登山訓練を行う。県教委も規制を行いつつ積雪期の訓練を認めている。
福島	冬山登山は実施していない。12／25～27　冬季登山技術研究大会（平坦な雑木林でラッセルとビバーク体験講習）３月中～下旬　春季登山～各校および各地区で企画。
茨城	11月から１月に高体連主催の大会はあります。筑波山や北茨城で大会が実施された際，残雪や岩場の凍結などで，滑りやすい状況もありました。茨城県では，基本的に県内では，常時積雪があり，アイゼン・ピッケルが必要な冬山がありません。かつては，各校の活動で，県外でいわゆる冬山登山を行っていた学校がありましたが，「生徒を連れての冬山登山は禁止されている」という顧問同士の理解があり，近年，実施している学校はありません。
千葉	公立では，数校が春休みを利用し，ゲレンデスキーおよびクロスカントリースキーを実施。私立では，山岳部出身の一部の顧問が卒業した大学山岳部等が所有の冬季小屋を利用したスキーおよび雪上歩行（バックカントリーに近い）などを実施。
埼玉	各学校が行う登山活動については「県立高等学校等が行う登山活動検討委員会」が審査を行い、適切かどうかを判断している。積雪期については、活動地域・時期・活動内容について制限を設けている。県新人大会（２月 安達太良山系・鬼面山周辺）を行っていますが、これは雪洞・イグルーの体験などの雪上生活を体験することに主な目的を置いている。平成28年度は２月までの冬山については、55校から届出があって、52校がそういう委員会で審査して認められて活動している。３月以降の春山は41校の届け出があって、38校が実施している。
群馬	実施基準（S54）あり　基礎訓練のみでアイゼン・ザイル等を必要とする登攀は不許可。11月上旬（例年）までに県指定の用紙にて実施計画を提出。11月20日前後　審査会（県教委・高体連事務局・専門部部長・委員長・副委員長など）。県より許可・指導を受けた学校は実施10日前までに実施届提出。昨年度11校17件。高体連登山専門部主催の講習会　１件
山梨	３月には積雪のある山での活動を行っている学校もある。
東京	・積雪のない山域での登山を実施（Ａ校） ・１月に雪山登山訓練を兼ねて赤城山周辺に出かけ、２月には尾瀬岩鞍スキー場でスキー実習を行い、３月には八ヶ岳や谷川岳などで春合宿を行っている。（Ｂ校） ・山腹を登ることはせず平地における雪上歩行、幕営練習を実施している。（Ｃ校） ・数年前、小屋泊まりで、安達太良山で春合宿（Ｄ校） ・年に１回冬合宿として12月末に八ヶ岳東天狗岳にて実施（２泊３日）。（Ｅ校）
神奈川	県の保健体育課と県立高校との間での取り決めとして、①登頂を目的とする冬山登山は行わない。②冬季の登山については神奈川県内の山および近接する山域の低山に限る。という内容ものが平成17年に確認されています。県立高校はこの取り決めにある範囲内で各校別に山行を行っています。山域としては丹沢・箱根・奥多摩・大菩薩などです。私立はこの限りでなく冬休みに谷川岳や北八ヶ岳等へ行っている学校もあります。 神奈川県高体連登山専門部の行事としては１月の下旬に丹沢において新人大会として合同登山を行っています。年によっては数10cmの積雪があることもありますがトレースはあり、軽アイゼンで対応できる程度です（幕営地はほとんど積雪があることのない山麓です）。また、神奈川県高体連登山専門部では1966年より当専門部の指針と原則の中積雪期の登山の原則を以下のように定めています。「積雪期の山については、登頂を目的とせず、基本的なことがら（特に雪中での生活技術）を中心としたものでなければならない。」

新潟	12～２月と考えた場合、積雪量の少ない低山に日帰りで入山する学校は数校ある。３月春分の日以降で、いわゆる「春山」「残雪期」に合宿を行う学校が10校ほどある。
長野	１回の研修会参加のみという学校から、積雪がわずかにある低山での登山や、山様がなだらかな山でのスノーシューハイキング、ラッセルや雪洞泊を伴う山行まで様々です。学校数でいうと１のように10校くらいです。
石川	１月　28、29日　県高体連主催のリーダー講習会で、カンジキ歩行訓練を行う。有形山（石川県）：標高1011m。３月に1000mから1700mくらいの山で学校単独（３校）で実施。
福井	福井県の場合、積雪期を11月初旬～３月下旬と解釈して、高校山岳部の活動としては、11月初めと３月下旬の晴れまたは曇りの天候で、県内の登山（約1500m程度まで）を実施している。冬山登山は実施していない。
岐阜	焼岳や笠ヶ岳など無雪期だと日帰り可能なほど北アルプスに近い登山には恵まれた環境であるが、積雪期はそれらの2000mを超える高所は天気の急変や雪崩の危険性が高く、登攀技術が求められるので、積雪期は主に里山に限定した登山行動を行っている。特に明確な基準はないが、原則以下の条件を基準にしています。 １）森林限界超えない　２）2000m以下　３）気象予報には十分注意を払う。
静岡	１～２月の本格的な積雪のある山の登山は実施していない。スノーハイク程度は行っている学校あり。春休みには、高体連加盟23校のうち８校ほど雪山に登っている。例：八ヶ岳の硫黄岳、同じく八ヶ岳の天狗岳、金峰山・瑞牆山、鳳凰山
愛知	県の規約により、県立学校の登山部の泊を伴う活動は、３月21日から11月30日の間の、積雪のない山域において実施すること、となっている。さらに、３月21日から３月31日までの間と、11月１日から11月30日までの間における泊を伴う活動については、２泊３日以内とし、愛知県内と県境付近及び鈴鹿山脈の2000メートル未満の山域とすること、と規定されている。私学の高校はこの規定を直接受けるわけではないようなので、各校で独自に取り組みがなされているところもあるようだ。
三重	冬季季大会（三重高体連登山部主催）12月23日(火)～26日(金）八ヶ岳北部（天狗岳・ニュウ・白駒池周辺） 春山合同合宿３月18日(土)～19日(日）野伏ヶ岳（岐阜県郡上市石徹白） 〈A高校〉1/28～29鈴鹿山脈 〈A高校、Ｂ高校の２校が同日実施〉2月18日伊吹雪上訓練 〈C高校〉積雪はないが、12月に鈴鹿山系高畑山、２月に朝熊山 〈D高校〉12/17～18鈴鹿山脈　1/22鈴鹿山脈　3/4鎌ヶ岳　3/18～19羽鳥峰峠
滋賀	滋賀県では「冬山登山事故防止について」という申し合わせを、昭和41年（昭和61年一部改正）に県教育委員会と行い、これに基づいて実施してきた。基本的には冬の活動は、雪のない山を登る程度である。県高体連との申し合わせにより、雪山に入る際には、山岳指導員の資格を持った顧問のいる学校しか引率できないことになっている。滋賀県では、登山専門部の行事の１つである「冬季技術講習会」を、２月中旬に１泊２日で県内の山域で、行ってきた。山域は、武奈ヶ岳（比良山系1214m)、霊仙山（鈴鹿山系1084m)、赤坂山（高島トレイル824m）の３カ所のローテーションである。各高校での単独の冬山登山としては、日本体育協会の山岳指導員資格を持つ顧問がいる場合は、日帰りなどの冬山登山をしている。県内の山域に限られている。
京都	厳冬期・積雪期の冬山は、禁止にし、誰も入っていない。高体連行事では、長野・岐阜県まで足を伸ばし、積雪のある低山で、スノーシューやクロスカントリースキーの講習を春山講習として開催しています。
大阪	大阪高体連の加盟校でも活動されている学校もあるようですが、登山専門部としては把握していません。各学校の判断により、積雪の無い、または少ない山については活動しています。
兵庫	平成29年１月に実施した第60回積雪期登山大会を中心として、各校独自で冬山に入山していました。

鳥取	２月に、雪山講習を目的とした「錬成登山大会」を専門部独自で実施。４月に、残雪期登山を目的とした「新人登山大会」を県高体連主催・専門部主管で実施。他に各学校の活動として、日帰りや一泊二日の雪山山行を実施している。
山口	近場の里山で登山やトレーニングを実施したり、九州方面で登山をする程度。
香川	厳冬期の積雪がある山域での登山は実施していない。３月下旬に伯耆大山（鳥取県）において、高体連登山専門部主催の春山合同登山合宿を実施している。
徳島	まったく積雪のない低山に登山することはあります。
愛媛	愛媛県は県教委からの通達で冬山は原則禁止なので冬山登山は実施していない。雪のない1000m以下の里山の登山をしている。
高知	原則禁止です。（ただし、冬季大会における耐寒訓練を実施中や、３月の四国山地の合宿で残雪や降雪に遭遇した際は、十分安全に留意することとしています。）
佐賀	１～２校がくじゅう山系に冬合宿を行っています。
大分	現大分県では主に厳冬期くじゅう山系、祖母・傾山系に積雪が見られます。通常、部活動としては積雪期の登山はおこなっておりません。３月の春休み期間には県総体へむけての練習登山で上記山域に入る学校もありますが、ほぼ雪はない状態です。
熊本	積雪がほとんどありませんが、その時期の山行は行っていません。
宮崎	基本的に宮崎県内に「雪山」はないため、無雪期と変わらず（頻度は減るが）通常の登山活動を行っている。積雪のある地域に遠征しての登山は行っていない。
鹿児島	基本的には，厳冬期に冬山登山をする機会はありません。土地柄，積雪自体が少ないのですが，12月～１月の冬休み期間に合宿をする場合は，霧島山系などで積雪を伴う場合があります。また，３月の春休みに屋久島で合宿をする場合は残雪をともなう場合も多いです。これらの時期に合宿をすることについて，県高体連登山専門部としての自主規制や申し合わせなどは特にありません。各学校の裁量に任されている状況です。

資料２．積雪期の山岳部の活動の安全への配慮について

北海道	冬山には行かなくても、冬山の状況について様々な知識を獲得する必要があると思います。（雪崩のおき方、防止方法、対処方法等）
青森	無理をしないさせない計画。生徒に対しては春季・秋季大会、県合宿にて安全対策講習（セルフレスキュー、救急法、搬送法、雪山技術など）を行なっています。
岩手	登山専門部としては、いざという場合にそなえて顧問間の緊急連絡網が機能するか、再確認していきたいと考えている。
宮城	今まではスポーツ庁からの通知を配付するだけでしたが、今後については検討中です。
秋田	春山合宿については、以下のことを注意喚起している。雪崩について積雪の弱層度テスト等を実施し、雪崩の危険性がないか、確認すること。急に新雪が降った場合は特に注意すること。積雪の弱層度テストは講習会で例年実施している。雪崩対策の装備としては、講習会でビーコン・ゾンデ・スコップの所持を推奨している。ほぼすべての学校でゾンデ・スコップは所有し、装備に含んでいる。また雪崩時の捜索活動の訓練としてゾンデ・スコップを実際に使用している。ただしビーコンについては、高価なので、高体連登山部においては、もつことを推奨しているが、現実には所持している高校はあまり多くない。高体連登山部で５つ所有しており、貸し出しを行うとともに毎年の講習会では実際に顧問・生徒が使用して講習を行っている。各高校では所持率は今後増加していくと思われる。

山形	山形県でもかつて多くの遭難事故を経験しているので、積雪期訓練の実施については様々な取り組みを行っている。山域を限定した「冬期訓練の自主規制コース」の作成、県教委による条件規制（日常的に訓練を行っていること、経験豊かな指導者がいること、技術習得を目的としたものであること、など）による冬季訓練の承認、安全登山の碑の建設、など。スポーツ庁が原則禁止する「冬山登山」ではなく、「基礎技術の習得を目的とした登山訓練」を県教委指導のもとで行っている。
福島	事前コース調査の実施　　・当日の先発隊派遣　　・無線連絡網の構築（含中継） 登山隊の行動様式の精査（エスケープルートの確認、救護・支援班の配置等） 天候や登山道周辺の状況に応じた臨機応変の対応（中止、ルート変更を含む） 登山隊長を中心とする指揮命令系統の確認
茨城	茨城の場合は、冬山登山は基本的に実施していませんが、時折県内の山においても若干の雪が降ります。そのような場合には無理の無い活動を心がけています。また、春の季節に残雪がある県外へ合宿に行く場合もまれにありますが、その場合は、県保健体育課の登山指導委員会にて文書を審査し、厳重な注意をするのが一般的になっています。
千葉	山岳部としての積雪期の活動は原則実施していないため、専門部としては特段の安全配慮は行なっていない。
埼玉	本県では「県立高等学校が行う登山活動検討委員会」内の小委員会が各学校の登山活動の審査について年間を通して行っている。積雪期については、活動地域・時期・活動内容に制限を設けており、２月の県新人大会についてもこの委員会のメンバーが中心となって運営を行っている。
群馬	顧問講習会への参加を奨励。県も講習会参加の回数などを把握し、参加を促すなどしている。実施計画にも対策などの記入箇所あり。悪天候等の予報がある場合は県より問合せや指導あり。当然なことではあるが、関係警察署へ登山届提出。
山梨	原則として、入山しないこと。残雪が残る山域には、アイゼンを準備して入ること。
東京	・積雪期登山経験が豊富なコーチ、顧問３名以上を付けるほか、小屋泊まりを基本とし、幕営を必要とする山には出かけていない。実施前には講習会を必ず実施し、保護者にも説明するほか、山岳保険への加入も義務づけている。（Ｂ校） ・雪崩、遭難等の少なく、かつ人通りの多い登山コースにて実施している。（Ｄ校・Ｅ校） ・危険地域への入山はしないように心掛けている。（Ｃ校）
神奈川	各校ごとに緊急時の連絡体制は作っていると思います。また、引率は基本的に複数で行い、参加生徒数に応じて増やしているはずです（特に積雪期は）。 ２．の新人大会においては5つの隊に分け（各隊30～40人）、隊ごとに常任委員がチーフリーダー・サブリーダーを勤め無線機を携帯しています。ふもとには本部・救護班を設けるなど救護体制を整えています。
新潟	積雪期に限ったことではないが、高体連主催の行事では、主管校担当者が開催前の休日に入山し、積雪量等の登山道の状況を確認し、参加校へ情報を伝える。また、当日も本隊に先行した先発隊が登山道の状況や気象状況を確認し無線で全体に連絡。必要であればルート工作を行い、行動に支障があれば協議し、ルート短縮や下山措置を行う。
長野	活動している各校に任せられた状況です。
石川	県高体連登山部としては特に行っていないが、リーダー講習会では、ピッケルやアイゼンを必要としない山で、雪崩の心配の無いルートで行っている。また、雪上でのテント泊や雪洞泊をしない。したがって、雪上歩行訓練は日帰りです。
福井	各校で安全を確保するよう、顧問会議などで周知している。

岐阜	雪崩の危険性のある場所での活動は想定していないのでビーコンやプローブの雪崩埋没時の装備は、所有していない。使用法については講習会で学習。 雪崩より、低体温症や凍傷対策に重点おいています。防寒対策、スコップ、カンジキ、アイゼン等の装備。
静岡	春休みの積雪のある山への登山については、計画書の審査会がある。高体連顧問３人、山岳連盟から会長を含め２人、県教育委員会の担当者１人の６人で計画書審査会を行う。コース設定、装備（数量も）、荒天対策等を見て不備は訂正させる。場合によっては不許可となる。27年度に、赤岳を計画した学校があったが危険につき不許可とした。
愛知	県の規約により、県立学校の登山部の泊を伴う活動は、３月21日から11月30日の間の、積雪のない山域において実施すること、となっている。 さらに、３月21日から３月31日までの間と、11月１日から11月30日までの間における泊を伴う活動については、２泊３日以内とし、愛知県内と県境付近及び鈴鹿山脈の2000メートル未満の山域とすること、と規定されている。 私学の高校はこの規定を直接受けるわけではないようなので、各校で独自に取り組みがなされているところもあるようだ。
三重	＊三重県高体連登山専門部の冬季大会と春山合同合宿 １．「冬山」の危険性（雪崩、滑落、吹雪による道迷い・行動不能、低温による凍傷・凍死等）を排除するために、適切な山域、ルート、行動形態を検討し、併せて気象・積雪等の情報を収集し、天候判断を確実に行いながら計画・実施。 ２．計画書を該当警察署、山小屋、宿舎等関係箇所に事前に提出。 ３．顧問が登山指導者技術講習等専門性を高めるための研修に参加。 ４．三重県山岳連盟と連携し、実際の訓練でもサポートを得て実施。 ＊各校単位 ・山岳保険加入　・積雪期前の装備徹底チェック（アンダーウェア、靴下、手袋、オーバーグローブ、目出し帽、防寒具など）　・校内にて厚手のグローブをしてアイゼン脱着、テント設営・撤収練習　・山行時の赤旗、ロープセット携行〈A高校〉 ・天候の安定しているときを選ぶ（荒天、強風時は避ける）・雪崩の危険性のない山域、山を選ぶ・積雪量の少ないルートを選ぶ（例年、鈴鹿山脈の入道が岳または竜が岳への山行になっている。）〈B高校〉
滋賀	県高体連との申し合わせ事項として、１にも記した「山岳指導員の資格を持った顧問がいないと引率できないこと」になっており、講習会についても、山岳指導員資格を持った教員が必ず引率に加わることになっている。 「冬季技術講習会」については、１週間前に指導担当者などが現地に入り積雪状況などを調査し、実施の有無を判断している。ここ２年は雪不足（一昨年度）と、大雪警報（昨年度）で中止している。また３年前には、県山岳連盟の指導者講習会と合同での講習会も行った。
京都	原則残雪期に入るまで入山しない。低山の北山へのアプローチだけは許可している。北山は村落が併設しているところからのみ出入りでき、ほぼ全域が坊主山ではないので雪を踏む事が可能と考えているので。
大阪	登山専門部としては、関知してない。
兵庫	兵庫県での積雪期登山大会については、積雪期とはいいながらも雪があまりに多い場合などでは入山をして中止していました。したがって今回の事故のような雪崩に関しての問題は回避できていると感じています。
鳥取	大会実施に当たっては、安全対策に関する文書（マニュアル）を作成し、参加各校へ事前に連絡し徹底を図った。また、大会当日は常に天候や積雪の状況を観察し、危険回避に心がけている。 各学校の活動については専門部として特に指示したことはない。各学校で特段の安全への配慮がなされていると考えている。

山口	基本的に雪山へは行かない。合宿等を計画していても積雪の状態によっては、中止・予定変更を検討する。
香川	12月～３月上旬は積雪が予想される山域への登山は行わないようにしている。
徳島	積雪している山への登山は，県内全高校，全く行っておりません。積雪していない山への登山に対する安全は競技登山のルールに従う形で，配慮しております。
愛媛	県教委からの通達で冬山は原則禁止なので冬山登山は実施していない。
高知	豪雪がある際には冬季大会開催を中止し、撤退します。積雪中の登山部活動については、原則禁止です。
佐賀	温暖な九州地方で、雪があれだけ降り積もることがめったになく、各校顧問の指導に任せている。
大分	上記の通り、大分県内での山岳部の活動はほぼ無雪状態で行われております。 過去に春合宿などで石鎚山に行った学校の場合、季節外れの大雪直後で、雪崩の危険があるという現地情報を得て登山を中止した例があります。基本的に積雪期の訓練は行っていないため、積雪状態の山には入らないようにしています。県内の山は、基本的に積雪が少なく、すぐに溶けるので、防寒対策を念入りにするくらいで通常の登山と変わりません。
熊本	部活動としては雪山には行かないため、特に日頃と異なった配慮はしておりません。
宮崎	特になし。
鹿児島	厳冬期の冬山登山の機会が少ないのが現状です。通常の大会での対応として，原則として隊行動を行い，パーティー行動をする際には役員が適宜ポイントに立ったり，行動役員は無線を携帯したりして安全確保に努めたり，ということは行っています。